

政令第百号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 削除」を
「第七節 自動車取得税（第四十二条―第四十二条の十一）」に、「第三

第七節の二 軽油引取税（第四十三条―第四十三条の二十）」に「第三

章の二 自動車取得税（第五十五条―第五十五条の九）」を「第三章の二及び第三章の三 削除」に改め

る。
章の三 軽油引取税（第五十六条―第五十六条の十三）」

第一条の四中「（以下「市町村民税の中間納付額」という。）」を削る。

第六条の十四第一項第四号中「第七十三条の二十五第一項」の下に「、第四百四十四条の二十九第一項」を加え、「、第六百二十九条第五項若しくは第七百条の二十一第一項」を「若しくは第六百二十九条第五項」に改め、同条第二項中「第七十四条の十四第三項」の下に「、第二百二十五条第七項（法第二百二十六条第二項において準用する場合を含む。）」、第四百四十四条の三十第二項」を加え、「、第六百一条第八項」を「又は第六百一条第八項」に改め、「、第六百九十九条の十四第七項（法第六百九十九条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第七百条の二十一の二第二項」を削る。

第七条の四中「第五十三条第三十三項」を「第五十三条第三十二項」に改める。

第七条の十九第一項中「外国所得税」を「控除対象外国所得税」に改める。

第八条の十四中「第九条の九第四項を除き、本節」を「第九条の八第四項を除き、この節」に、「本条」を「この条」に、「第九条の九第四項第二号」を「第九条の八第四項第二号」に、「第九条の九第五項」を「第九条の八第五項」に改める。

第九条の七第三項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「外国法人税の額（同法）」を「外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額（租税特別措

置法」に、「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改め、同号を同項第二号とし、同項第八号を削り、同項第九号中「第六十六条の九の六第一項」を「第六十六条の九の二第一項」に、「第六十六条の九の七第二項」を「第六十六条の九の三第二項」に、「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に、「第六十六条の九の七第一項」を「第六十六条の九の三第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第十号中「第六十八条の九十三の六第一項」を「第六十八条の九十三の二第一項」に、「第六十八条の九十三の七第二項」を「第六十八条の九十三の三第二項」に、「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に、「第六十八条の九十三の七第一項」を「第六十八条の九十三の三第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同条第六項中「第九条の九第四項第二号」を「第九条の八第四項第二号」に、「第九条の九第四項第三号」を「第九条の八第四項第三号」に、「第九条の九第四項第四号」を「第九条の八第四項第四号」に改め、同条第十八項中「第九条の九第五項」を「第九条の八第五項」に改める。

第九条の八を削る。

第九条の九第一項中「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第三十一項」に改め、同条を第九条の八

とし、同条の次に次の七条を加える。

（道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲）

第九条の八の二 法第五十三条第四十項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

（仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付）

第九条の八の三 道府県知事は、法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正した道府県民税額（以下この項において「更正後道府県民税額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三条第四十項の規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付

額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額

二 当該道府県民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該更正後道府県民税額に達するまで順次求めた各道府県民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

2 前項の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 第六条の第十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第五十三条第四十一項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の四 法第五十三条第四十一項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第五十三条第四十一項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の八の五 道府県知事は、法第五十三条第四十一項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合においては、法人の道府県民税の確定申告書の同項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の道府県民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

(法第五十三条第四十二項第三号に規定する政令で定める事実)

第九条の八の六 法第五十三条第四十二項第三号に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事實とする。

一 法人税法施行令第二十四条の二第一項に規定する事實

二 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして総務省令で定めるものがあつたこと（前号に掲げるものを除く。）。

（法第五十三条第四十四項に規定する仮装経理法人税割額の充当）

第九条の八の七 法第五十三条第四十四項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

（法第五十三条第四十四項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第四十四項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合においては、同条第四十二項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとな

つた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

第九条の九の二第一項中「第五十三条第四十二項」を「第五十三条第四十六項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十五項」に改め、同条第二項及び第三項中「第五十三条第四十二項」を「第五十三条第四十六項」に改める。

第九条の九の六第一項中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第四十七項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第九条の四第一項、第九条の八の三第二項、第九条の八の四第一項、第九条の八の七第一項、第九条の九の三第一項及び第一項の規定による充当については、まず第九条の四第一項の規定による充当をし

、次に第九条の八の三第二項の規定による充当、第九条の八の四第一項の規定による充当、第九条の八の七第一項の規定による充当、第九条の九の三第一項の規定による充当及び第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

第九条の九の七第一項第一号中「第五十三条第三十六項（同条第三十八項）」を「第五十三条第三十五項（同条第三十七項）」に、「同条第三十九項」を「同条第三十八項」に、「第五十三条第三十七項（同条第三十八項）」を「第五十三條第三十六項（同条第三十七項）」に改め、同項第二号中「第五十三條第三十六項又は第三十七項」を「第五十三條第三十五項又は第三十六項」に改める。

第九条の十五第一項の表八月の項中「第五十三條第三十二項」を「第五十三條第三十一項」に、「第五十三條第四十一項」を「第五十三條第四十五項」に、「同条第四十二項」を「同条第四十六項」に改め、同表十二月の項及び三月の項中「第五十三條第三十二項」を「第五十三條第三十一項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十五項」に、「同条第四十二項」を「同条第四十六項」に改める。

第二十条の三第四項中「同条第十項」を「同条第十項」に改め、同条第五項中「第百十二条第十四項及び第十五項」を「第百十二条第十三項及び第十四項」に改める。

第二十四条の二の見出し中「控除される」を「控除又は還付される」に改め、同条中「第七十二条の二十四の十第一項」を「第七十二条の二十四の十第二項」に改める。

第二十四条の二の三を第二十四条の二の九とし、第二十四条の二の二を第二十四条の二の八とし、第二十四条の二の次に次の六条を加える。

（仮装経理事業税額に係る中間納付額に係る延滞金の還付）

第二十四条の二の二 道府県知事は、法第七十二条の二十四の十第二項に規定する更正に係る事業税額（以下この項において「更正後事業税額」という。）が当該法人の当該更正後事業税額に係る法第七十二条の二十八第四項に規定する中間納付額（以下この節において「中間納付額」という。）に満たない場合において、法第七十二条の二十四の十第二項の規定により当該更正後事業税額に係る同項に規定する仮装経理事業税額を還付しないとき、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該中間納付額について納付された法第七十二条の四十四又は第七十二条の四十五の規定による延滞金があるときは、当該延滞金のうち当該仮装経理事業税額に係る中間納付額に対応するものとして、当該中間納付額について納付された延滞金額に当該中間納付額のうち当該仮装経理事業税額の占

める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該中間納付額について納付された延滞金額

二 当該中間納付額のうち納付の順序に従い当該更正後事業税額に達するまで順次求めた各中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

2 前項の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額の充当)

第二十四条の二の三 法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理事業税額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

（法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合の還付加算金の計算）

第二十四条の二の四 道府県知事は、法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合には、法第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の法第七十二条の二十四の十第三項に規定する提出期限（当該提出期限後に当該申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。）の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理事業税額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理事業税額」と読み替えるものとする。

（法第七十二条の二十四の十第四項第三号に規定する政令で定める事実）

第二十四条の二の五 法第七十二条の二十四の十第四項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 法人税法施行令第二十四条の二第一項に規定する事実

二 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして総務省令で定めるものがあつたこと（前号に掲げるものを除く。）。

（法第七十二条の二十四の十第七項に規定する仮装経理事業税額の充当）

第二十四条の二の六 法第七十二条の二十四の十第七項に規定する仮装経理事業税額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理事業税額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

（法第七十二条の二十四の十第七項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合の還付加算金の計算）

第二十四条の二の七 道府県知事は、法第七十二条の二十四の十第七項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合には、同条第四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日か

らその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理事業税額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理事業税額」と読み替えるものとする。

第二十五条第一項中「同項に規定する中間納付額（以下「中間納付額」という。）を「中間納付額」に改める。

第二十七条第三項を次のように改める。

3 第二十四条の二の二第二項、第二十四条の二の三第一項、第二十四条の二の六第一項、第二十四条の二の八第一項及び第一項の規定による充当については、まず同項の規定による充当をし、次に第二十四条の二の二第二項の規定による充当、第二十四条の二の三第一項の規定による充当、第二十四条の二の

六第一項の規定による充当及び第二十四条の二の八第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

第三十六条の四及び第三十六条の五を削り、第三十六条の六を第三十六条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第七十三条の四第一項第三号の二の医療法人）

第三十六条の五 法第七十三条の四第一項第三号の二に規定する政令で定める医療法人は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法第六十七条の二第一項の承認を受けている医療法人とする。

（法第七十三条の四第一項第三号の二の医療関係者）

第三十六条の六 法第七十三条の四第一項第三号の二に規定する政令で定める医療関係者は、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士とする。

第三十六条の八第二項第一号中「、同法第四十四条」を「及び同法第四十四条」に改め、「及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター」を削り、同項第三号中「及び同法」を「、同法」

に改め、「保育所」の下に「及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター」を加える。

第三十六条の十第二項第六号中「子育て短期支援事業」の下に「、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業」を加える。

第三十七条の二の六を第三十七条の二の七とし、第三十七条の二の三から第三十七条の二の五までを一条ずつ繰り下げ、第三十七条の二の二の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の四第一項第八号の二の不動産）

第三十七条の二の三 法第七十三条の四第一項第八号の二に規定する医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規定する救急医療等確保事業に係る業務（同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。）の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産以外のものとする。

第三十七条の五の三を削る。

第三十七条の十一（見出しを含む。）中「第七十三条の五第二項」を「第七十三条の五」に改める。

第三十九条の六中「第八条第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域」を「第八条第二項第一号に規定する農用地区域」に改める。

第二章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

（法第百十三条第二項の自動車の付加物）

第四十二条 法第百十三条第二項に規定する自動車に付加して一体となつてゐる物として政令で定めるものは、次に掲げる物とする。

- 一 ラジオ、ヒーター、クーラーその他の自動車に取り付けられる自動車の附属物
- 二 特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な機械又は装置のうち人又は物を運送するために用いられるもの

（法第百十三条第二項の自動車の取得）

第四十二条の二 法第百十三条第二項に規定する政令で定める自動車の取得は、道路（道路運送車両法（

昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第六項に規定する道路をいう。）以外の場所のみにおいてその

用い方に従い用いられる自動車その他運行（法第百十四条第三項に規定する運行をいう。）の用に供されない自動車の取得とする。

（法第百十五条第一項ただし書の自動車の取得）

第四十二条の三 法第百十五条第一項ただし書に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものは、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項第三号から第七号までに掲げる事業の用に供するための自動車の取得とする。

2 法第百十五条第一項ただし書に規定する地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものは、同号ハからトまでに掲げる事業に係る業務又は同条第六号に掲げる業務（同条第三号ハからトまでに掲げる事業に係るものに限る。）の用に供するための自動車の取得とする。

（法第百十五条第二項第二号の分割等）

第四十二条の四 第三十七条の十四の規定は、法第百十五条第二項第二号に規定する政令で定める分割について準用する。

2 第三十七条の十四の二の規定は、法第一百五條第二項第三号に規定する政令で定める場合について準用する。

(法第一百八條第二項第一号の自動車の取得)

第四十二條の五 第五條第一項の規定は、法第一百八條第二項第一号に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、同項各号中「納税者又は特別徴収義務者」とあり、及び「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのは、「自動車を取得した者」と読み替えるものとする。

2 法第一百八條第二項第一号に規定する政令で定める自動車の取得は、当該自動車に係る同項に規定する通常の取引価額として総務省令で定めるところにより算定した金額と異なる取得価額による自動車の取得とする。

(法第一百三十二條第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十二條の六 法第一百三十二條第六項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第一百三十二條第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間

に、自動車取得税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第二百二十二条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）

ロ 道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合

当該申告書の提出があつた日

（自動車取得税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第四十二条の七 法第三百三十三条第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合においては、同項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第三百十二条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収するものとする。

(法第四百四十三条第一項及び第二項の率)

第四十二条の八 法第四百四十三条第一項及び第二項の政令で定める率は、百分の九十五とする。

(自動車取得税の交付の基準及び時期等)

第四十二条の九 道府県は、毎年度、法第四百四十三条第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。)に対し交付する場合には、当該自動車取得税額の二分の一の額を市町村道(同項の市町村道をいう。以下この条において同じ。)の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積であん分して、次項に定めるところにより交付するものとする。

2 道府県は、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月における同月において収入すべき自動車取得税の収入見込額と同月において収入した自動車取得税の収入額(当該期間内に過誤納に係る自動車取得税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)との差額を、四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収

	入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の六十六・五に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した自動車取得税の収入額の百分の六十六・五に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した自動車取得税の収入額と三月において収入すべき自動車取得税の収入見込額との合算額の百分の六十六・五に相当する額

3 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 道府県は、第二項に規定する交付時期ごとに交付すべき額として第一項の規定を適用して計算する場合において、市町村道の延長であん分して得た額又は市町村道の面積であん分して得た額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期ごとに交付すべき額とする。

第四十二条の十 法第四百四十三条第二項の指定市（以下この条において「指定市」という。）を包括する

道府県（以下この条において「指定道府県」という。）は、毎年度、当該指定市に対し、次に掲げる金額の合算額を交付するものとする。

一 当該指定道府県が収入した自動車取得税額の百分の二十八・五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等（法第四百四十三条第二項の一般国道等をいう。以下この項において同じ。）の延長のうちに当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の占める割合を乗じて得た額

二 当該指定道府県が収入した自動車取得税額の百分の二十八・五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうち当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積の占める割合を乗じて得た額

2 前項の割合を算定する場合において、小数点三位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、指定道府県が第一項の規定による交付をする場合について準用する。
。この場合において、同条第二項中「の百分の六十六・五に相当する額」とあるのは、「につき次条第一項の定めるところにより算定した金額」と読み替えるものとする。

第四十二条の十一 前二条に定めるもののほか、自動車取得税額の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税

(法第四百四十四条第一項第一号の規格)

第四十三条 法第四百四十四条第一項第一号に規定する政令で定める規格は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 分留性状九十パーセント留出温度が二百六十七度を超えないこと。
 - 二 分留性状九十パーセント留出温度が四百度を超えること。
 - 三 前号に掲げるもののほか、残留炭素分が〇・二パーセントを超えること。
 - 四 前二号に掲げるもののほか、引火点が温度百三十度を超えること。
- 2 前項の規格は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）によつて定められる石油製品の試験等の方法に関する日本工業規格により認定するものとする。

(法第四百四十四条の二第六項の軽油の数量の算定)

第四十三条の二 法第四百四十四条の二第六項に規定する軽油の数量で政令で定めるところによつて算定したものは、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に所有している軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。）の数量（法第二章第七節の二（同項を除く。）の規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油に相当する部分の数量を除く。）から次に掲げる軽油の数量（同節（同項を除く。）の規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油に相当する部分の数量を除く。）を控除して得た数量とする。

一 特別徴収の義務が消滅した者が元売業者である場合において、当該特別徴収の義務が消滅した者の所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。）を法第四百四十四条の第十八条第一項第四号の期限までに他の元売業者が引取りを行つたときにおける当該引取りに係る軽油の数量

二 軽油引取税の特別徴収義務者の死亡又は合併により特別徴収の義務が消滅した場合において、その者の相続人又は当該合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人で当該特別徴収の義務が消滅した者の所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。）を承

継じたものが、引き続き特別徴収義務者として指定されているときにおける当該承継に係る軽油の数量

(法第四百四十四条の三第二項の政令で定める炭化水素油)

第四十三条の三 法第四百四十四条の三第二項に規定する自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で政令で定めるものは、次に掲げる規格を有する炭化水素油とし、金属圧延の用に供する炭化水素油その他の炭化水素油で総務大臣が指定するものを除くものとする。

一 温度十五度における比重が〇・八七六二を超えないこと。

二 分留性状九十パーセント留出温度が二百六十七度を超えないこと。

三 残留炭素分が〇・二パーセントを超えないこと。

2 前項の規格を有する炭化水素油には、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含み、同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを除く。）を含まないものとする。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の規格について準用する。

(法第四百四十四条の三第三項の道府県知事に対する届出及びその承認)

第四十三条の四 法第四百四十四条の三第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、同条第三項の承認を受けようとする場合においては、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した届出書を同項の道府県知事に提出して当該道府県知事の承認書の交付を受けなければならない。

2 前項の届出書及び承認書の様式は、総務省令で定める。

(法第四百四十四条の四第一項の施設又は設備を所有する者)

第四十三条の五 法第四百四十四条の四第一項に規定する施設又は設備を所有する者で政令で定めるものは、同項に規定する施設又は設備(以下この条において「施設等」という。)を所有する者で同項に規定する納税義務者又は同項に規定する軽油の製造を行つた者に施設等を貸し付け、又は使用させた者とする。

(法第四百四十四条の六の石油化学製品及び用途)

第四十三条の六 法第四百四十四条の六に規定する政令で定める石油化学製品は、次の表の上欄に掲げるも

のとし、同条に規定する原料の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる石油化学製品について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。

<p>一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝安油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤</p>	<p>原料（ノルマルパラフィンにあつては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途</p>
<p>二 ポリプロピレン</p>	<p>製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマーの粘性低下の用途</p>

（法第四百四十四条の七第一項の元売業者の指定の要件）

第四十三条の七 法第四百四十四条の七第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

一 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することその他の事情から軽油引取税の徴収の

確保に支障がないと認められること。

二 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 法第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消された者（次条第二号又は第三号の要件により元売業者の指定を取り消された者を除く。ロにおいて同じ。）で、その取消しの日から起算して二年を経過しないもの

ロ 法第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消された者が法人である場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第四十三条の九において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して二年を経過しないもの

ハ 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者

ニ 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（

法において準用する場合を含む。)若しくは関税法(とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)及び特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)において準用する場合を含む。)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受け、それぞれ、その刑の執行を終わりと、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者

ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

(法第四百四十四条の七第二項の元売業者の指定の取消しの要件)

第四十三条の八 法第四百四十四条の七第二項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 偽りその他不正の行為により法第四百四十四条の七第一項の規定による元売業者の指定を受けたこと。
- 二 法第四百四十四条の七第一項各号に該当しなくなつたこと。
- 三 一年以上引き続き軽油の製造、輸入又は販売をしていないこと。
- 四 元売業者又は元売業者の代理人、使用人その他の従業者(以下この条、第四十三条の十及び第四十

三条の十二において「代理人等」という。）が、法第四百四十四条の十一第一項若しくは第四百四十四条の三十八第一項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第四百四十四条の十一第三項若しくは第四百四十四条の三十八第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したること（元売業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

五 元売業者又は元売業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項又は第四百四十四条の三十八第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示したこと（元売業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 元売業者又は元売業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第四百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと（元売業者の代理人等が答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督

を尽くしたときを除く。)

七 法第四百四十四条の三十二第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項各号の行為を行ない、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたこと。

八 法第四百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したこと。

九 法第四百四十四条の三十三第二項又は第三項の罪に当たる行為をしたこと。

十 法第四百四十四条の三十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽つたこと。

十一 法第四百四十四条の三十五第一項若しくは第三項の規定による報告若しくは同条第五項の規定による通知をせず、又はその報告若しくは通知を偽つたこと。

十二 元売業者の代理人等又は元売業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第四百四十四条の五十四において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十三 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四条の十四第二項の規定により徴収して納入す

べき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたこと。

十四 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四条の二十第一項の規定により命じられた担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限までにしないこと。

(法第四百四十四条の八第一項の仮特約業者の欠格要件)

第四十三条の九 法第四百四十四条の八第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者その他その経営の基礎が薄弱であると認められる者であること。

二 法第四百四十四条の八第三項の規定により仮特約業者の指定を取り消された者(次条第二号に該当するものとして仮特約業者の指定を取り消された者を除く。第四号において同じ。)で、その取消の日から起算して二年を経過しないものであること。

三 法第四百四十四条の九第三項、第五項本文又は第六項後段の規定により特約業者の指定を取り消され

た者（第四十三条の十一第二号、第四号若しくは第五号の要件に該当せず、又は第四十三条の十二第二号の要件に該当することにより、特約業者の指定を取り消された者を除く。次号において同じ。）で、その取消しの日から起算して二年を経過しないものであること。

四 法第四百四十四条の八第三項の規定により仮特約業者の指定を取り消された者又は法第四百四十四条の九第三項、第五項本文若しくは第六項後段の規定により特約業者の指定を取り消された者が法人である場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から起算して二年を経過しないものであること。

五 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者であること。

六 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であること。

七 法人であつて、その役員のうち第二号から前号までのいずれかに該当する者があること。

(法第四百四十四条の八第三項の仮特約業者の指定の取消しができる場合)

第四十三条の十 法第四百四十四条の八第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 偽りその他不正の行為により法第四百四十四条の八第一項の規定による仮特約業者の指定を受けた場合

二 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者でなくなつた場合

三 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項若しくは第四百四十四条の三十八第一項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第四百四十四条の十一第三項若しくは第四百四十四条の三十八第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した場合
(仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

四 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項又は第四百四十四条の三十八

第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した場合（仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）

五 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第四百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合（仮特約業者の代理人等が答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）

六 法第四百四十四条の三十二第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた場合

七 法第四百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した場合

八 法第四百四十四条の三十三第二項又は第三項の罪に当たる行為をした場合

九 法第四百四十四条の三十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽った場合

十 法第四百四十四条の三十五第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は偽った場合

十一 仮特約業者の代理人等又は仮特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第四百四十四条の五十四において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した場合

(法第四百四十四条の九第一項の特約業者の指定の要件)

第四十三条の十一 法第四百四十四条の九第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

一 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することその他の事情から軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められること。

二 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者であること。

三 第四十三条の九各号のいずれにも該当しないこと。

四 次のいずれかに該当する者であること。

イ 仮特約業者として一年以上引き続き軽油（第二号の販売契約に基づき、当該元売業者から供給を受けた軽油に限る。ロにおいて同じ。）の販売をしている者

ロ 仮特約業者として三月以上引き続き軽油の販売をしている者で、当該仮特約業者の納入すべき軽油引取税に係る地方団体の徴収金について当該元売業者が総務省令で定めるところにより保証するもの

五 軽油の販売量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者であること。

（法第四百四十四条の九第三項の特約業者の指定の取消しの要件）

第四十三条の十二 法第四百四十四条の九第三項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 偽りその他不正の行為により法第四百四十四条の九第一項の規定による特約業者の指定を受けたこと。
- 二 一年以上引き続き軽油の販売をしていないこと。
- 三 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項若しくは第四百四十四条の三十八

第一項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第四百四十四条の十一第三項若しくは第四百四十四条の三十八第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したこと（特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

四 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項又は第四百四十四条の三十八第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示したこと（特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

五 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第四百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと（特約業者の代理人等が答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 法第四百四十四条の三十二第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたこと。

七 法第四百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したこと。

八 法第四百四十四条の三十三第二項又は第三項の罪に当たる行為をしたこと。

九 法第四百四十四条の三十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽つたこと。

十 法第四百四十四条の三十五第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は偽つたこと。

十一 特約業者の代理人等又は特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第四百四十四条の五十四において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十二 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四条の十四第二項の規定により徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたこと。

十三 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四条の二十第一項の規定により命じられた担保

の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限までにしないこと。

(法第四百四十四条の十四第三項の引取りの際減少すべき軽油の数量)

第四十三条の十三 法第四百四十四条の十四第三項に規定する政令で定める数量は、特約業者からの引取りに係る軽油については当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油については当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量とする。

(法第四百四十四条の二十第一項の担保の提供)

第四十三条の十四 道府県知事は、法第四百四十四条の二十第一項の規定に基づき担保の提供を命ずる場合には、これを提供すべき期限を指定するものとする。

- 2 前項の担保は、道府県知事の承認を受けた場合には、順次その総額を分割して提供することができる。
- 3 法第四百四十四条の二十第一項の規定により指定する期間は一年を限度とし、同項の規定により指定する金額はその提供を命ずる期間における軽油引取税の額に相当する額として道府県知事が認める額を限度とする。

4 第六条の十及び第六条の十一の規定は、法第四百四十四条の二十第一項の規定によつて提供すべき担保について準用する。

(軽油引取税に係る免税の手續)

第四十三条の十五 法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油使用者(以下この条において「免税軽油使用者」という。)は、法第四百四十四条の二十一第二項に規定する免税軽油使用者証(以下この条において「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けようとする場合においては、法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油(以下この条において「免税軽油」という。)の用途、当該用途に係る機械又は設備(以下この条において「免税機械等」という。)の明細その他総務省令で定める事項を記載した申請書に、第十五項第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付して、これをその交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及び書面の様式は、総務省令で定める。

3 免税軽油使用者証には、免税軽油の用途、当該用途に係る免税機械等の明細、有効期間その他総務省令で定める事項を記載するものとし、その様式は、総務省令で定める。

4 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付した日から起算して三年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに当該道府県知事が定める期間を経過する日までとする。

5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、その交付を受けた道府県知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなつたとき、又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、当該免税軽油使用者証をその交付を受けた道府県知事に返納しなければならない。

7 免税軽油使用者が法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税証（以下この条及び第四十三条の十七において「免税証」という。）の交付を受けようとする場合においては、その都度、免税軽油使用者証を提示して同項の規定による申請書を道府県知事に提出しなければならない。

8 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

9 第七項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取

りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第四百四十四条の二十一第二項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第七項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した明細書を添付しなければならない。

1 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から起算して一年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに当該道府県知事が定める期間を経過する日までとする。

11 第六項の規定は、免税証について準用する。

1 第七項の申請書及び第九項の明細書の様式は、総務省令で定める。

1 免税軽油使用者は、その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の道府県知事に免税証の交付を申請しようとする場合においては、当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、当該道府県知事以外の道府県知事に免税証の交付を申請する旨並びに免税証の交付を受けようとする道府県ごとの免税機械等の種類、数量及び所在地その他必要な事項を記載した届出書を提出するとともに

に、その写しを免税証の交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者である国の行政機関の長が免税証の交付を申請しようとするときは、この限りでない。

1 前項の届出書の様式は、総務省令で定める。

1 法第四百四十四条の二十一第三項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

一 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第四百四十四条の二十一第四項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告

の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適當と認めるとき。

1 法第四百四十四条の二十一第六項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

一 免税軽油使用者が前項第一号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 免税軽油使用者が法第四百四十四条の二十七第一項の規定に違反して報告書を提出しないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適當と認めるとき。

1 法第四百四十四条の二十一第九項の規定による通知は、総務省令で定める様式の通知書でしなければならない。

(法第四百四十四条の二十九第一項の担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続)

第四十三条の十六 法第四百四十四条の二十九第一項に規定する政令で定める要件は、同条の規定による徴

収猶予の申請をした軽油引取税の特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前三年以内において軽油引取税に係る地方団体の徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における軽油引取税に係る地方団体の徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る軽油引取税を納入することが確実と認められることとする。

2 第六条の十の規定は、法第四百四十四条の二十九第一項の規定により徴する担保の提供手続について準用する。

（法第四百四十四条の三十一第四項の免除又は還付の手続）

第四十三条の十七 道府県知事は、法第四百四十四条の三十一第四項の規定により軽油引取税額の納入を免除し、又は納入に係る軽油引取税額を還付しようとする場合においては、同項の免税取扱特別徴収義務者に、同項の規定により免税証を交付した道府県知事の承認を得たことを証する書面を提出させなければならぬ。

（法第四百四十四条の四十七第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第四十三条の十八 法第四百四十四条の四十七第六項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があ

つたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第四百四十四条の四十七第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、軽油引取税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納入し、又は納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納入され、又は納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納入し、又は納付すべき税額に係る法第四百四十四条の十四第二項又は第四百四十四条の十八の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）

ロ 道府県知事が当該申告書に係る納入又は納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

（軽油引取税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第四十三条の十九 法第四百四十四条の四十八第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合には、同項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同項に規定する不足

金額に相当する金額を、法第四百四十四条の四十七第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収するものとする。

（法第四百四十四条の六十第一項の率）

第四十三条の二十 法第四百四十四条の六十第一項の政令で定める率は、十分の九とする。

第四十四条中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第四十八条の九の二第一項中「外国所得税」を「控除対象外国所得税」に改める。

第四十八条の十二第一項中「市町村民税の中間納付額」を「同項に規定する市町村民税の中間納付額（以下この節において「市町村民税の中間納付額」という。）」に改める。

第四十八条の十三第三項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「外国法人税の額（同法）」を「外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額（租税特別措置法）」に、「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に改め、同号を

同項第二号とし、同項第八号を削り、同項第九号中「第六十六条の九の六第一項」を「第六十六条の九の二第一項」に、「第六十六条の九の七第二項」を「第六十六条の九の三第二項」に、「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に、「第六十六条の九の七第一項」を「第六十六条の九の三第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第十号中「第六十八条の九十三の六第一項」を「第六十八条の九十三の二第一項」に、「第六十八条の九十三の七第二項」を「第六十八条の九十三の三第二項」に、「個別課税対象留保金額」を「個別課税対象金額」に、「第六十八条の九十三の七第一項」を「第六十八条の九十三の三第一項」に改め、同号を同項第四号とする。

第四十八条の十四を次のように改める。

（市町村民税の仮装経理法人税割額の範囲）

第四十八条の十四 法第三百二十一条の八第三十六項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する市町村長の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

第四十八条の十四の次に次の六条を加える。

（仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に係る延滞金の還付）

第四十八条の十四の二 市町村長は、法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正した市町村民税額（以下この項において「更正後市町村民税額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合において、法第三百二十一条の八第三十六項の規定により当該更正後市町村民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該市町村民税の中間納付額について納付された法第三百二十一条の十二第二項又は第三百二十六条の規定による延滞金があるときは、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に対応するものとして、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該市町村民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、市町村民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

- 一 当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額
- 二 当該市町村民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該更正後市町村民税額に達するまで順次求

めた各市町村民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

2 前項の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第四十八条の十四の三 法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十四の四 市町村長は、法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の市町村民税の確定申告書(同項に規定する法人の市町村民税の確定申告書をいう。以下この項において同じ。)の同条第三十七項に規定する提出期限(当該提出期限後に法

人の市町村民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。

2 法第十七条の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

(法第三百二十一条の八第三十八項第三号に規定する政令で定める事実)

第四十八条の十四の五 法第三百二十一条の八第三十八項第三号に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事實とする。

一 法人税法施行令第二十四条の二第一項に規定する事實

二 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして総務省令で定めるものがあつたこと（前号に掲げるものを除く。）。

（法第三百二十一条の八第四十項に規定する仮装経理法人税割額の充当）

第四十八条の十四の六 法第三百二十一条の八第四十項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

（法第三百二十一条の八第四十項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）

第四十八条の十四の七 市町村長は、法第三百二十一条の八第四十項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第三十八項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

第四十八条の十五第一項中「第三百二十一条の八第三十七項」を「第三百二十一条の八第四十一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第四十八条の十二第一項において読み替えて準用する第九条の四第一項、第四十八条の十四の二第二項、第四十八条の十四の三第一項、第四十八条の十四の六第一項及び第一項の規定による充当については、まず第四十八条の十二第一項において読み替えて準用する第九条の四第一項の規定による充当をし、次に第四十八条の十四の二第二項の規定による充当、第四十八条の十四の三第一項の規定による充当、第四十八条の十四の六第一項の規定による充当及び第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

第四十八条の十五の二第一項第一号中「第三百二十一条の八第三十二項（同条第三十四項）」を「第三百

二十一条の八第三十一項（同条第三十三項）に、「同条第三十五項」を「同条第三十四項」に、「第三百二十一条の八第三十三項（同条第三十四項）」を「第三百二十一条の八第三十二項（同条第三十三項）」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第三十二項又は第三十三項」を「第三百二十一条の八第三十一項又は第三十二項」に改める。

第四十九条の十の見出し中「第三百四十八条第二項第九号」を「第三百四十八条第二項第九号の二」に改め、同条第一項中「第三百四十八条第二項第九号」を「第三百四十八条第二項第九号の二」に改め、「医療法人は、」の下に「医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人及び」を加え、同条第二項中「第三百四十八条第二項第九号」を「第三百四十八条第二項第九号の二」に改める。

第四十九条の十二第二項第一号中「、同法第四十四条」を「及び同法第四十四条」に改め、「及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター」を削り、同項第三号中「及び同法」を「、同法」に改め、「保育所」の下に「及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター」を加える。

第四十九条の十五第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「第一号から第三号まで

」に、「第二十七条第七項の規定により都道府県又は市町村から」を「第三十三条の六第一項の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる者以外の者で児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けたもの
第四十九条の十五第二項第二号中「、前項第一号及び第五号」を「並びに前項第一号及び第六号」に改め、同項第五号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第九号中「(同項第五号)」を「(同項第六号)」に改め、「子育て短期支援事業」の下に「、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号中「及び前項第一号から第四号まで」を「並びに前項第一号から第三号まで及び第五号」に、「同項第二号及び第三号」を「同項第一号から第三号まで」に、「第二十七条第七項の規定により都道府県又は市町村から」を「第三十三条の六第一項の規定による」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 社会福祉法人及び前項第一号から第四号までに掲げる者(同項第一号から第三号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けたものに限る。)が実施する

社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産で総務省令

で定めるもの

第五十条の三の次に次の一条を加える。

(法第三百四十八条第二項第十一号の五の固定資産)

第五十条の三の二 法第三百四十八条第二項第十一号の五に規定する医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規定する救急医療等確保事業に係る業務（同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。）の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する固定資産以外のものとする。

第五十条の四（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第十一号の五」を「第三百四十八条第二項第十一号の六」に改める。

第五十四条の十七第一項第一号中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

第三章の二及び第三章の三を次のように改める。

第三章の二及び第三章の三 削除

第五十五条から第五十六条の十三まで 削除

第五十六条の二十六の五中「子育て短期支援事業」の下に「、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業」を加える。

第五十六条の三十六中「鉄道事業法」の下に「（昭和六十一年法律第九十二号）」を加える。

第五十六条の三十七中「貨物利用運送事業法」の下に「（平成元年法律第八十二号）」を加える。

第五十六条の六十二中「倉庫業法」の下に「（昭和三十一年法律第二百一十一号）」を加える。

第五十六条の八十八の二第三項中「九万円」を「十万円」に改める。

第五十七条の二中「第九条の九から」を「第九条の八及び第九条の九の二から」に改める。

第五十八条中「第九十七条」の下に「、第三百三十九条、第四百四十四条の五十四」を加え、「第六百九十九条の二十八、第七百条の四十三」を削る。

第五十九条中「第七百条の四十三」を「第四百四十四条の五十四」に改める。

附則第三条の二第一項中「第九条の九の四第一項」を「第九条の八の五第一項、第九条の九第一項、第九条の九の四第一項」に、「第二十四条の二の三第一項」を「第二十四条の二の四第一項、第二十四条の

二の七第一項、第二十四条の二の九第一項」に改め、「第四十八条の九の五第一項」の下に「、第四十八条の十四の四第一項、第四十八条の十四の七第一項」を加え、「本項」を「この項」に改める。

附則第五条の三中「平成十九年度及び平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「四千円」を「三千三百円」に改める。

附則第六条の二中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を削り、同条第四項中「附則第九条第十項」を「附則第九条第九項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「附則第九条第十四項」を「附則第九条第十三項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第六条の十六第五項中「及び第六項」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「附則第十条第八項」を「附則第十条第六項」に改め、同項第二号イ中「第三十七条の二の三第一項第一号イ」を「第三十七条の二の四第一項第一号イ」に改め、同号ロ中「第三十七条の二の三第一項第二号イ」を「第三十七条の二の四第一項第二号イ」に改め、同号ハ中「第三十七条の二の三第一項第二号ロ」を「第三十七条の二の四第一項第二号ロ」に改め、同号ニ中「第三十七条の二の三第一項第一号イ」を「第三十七条の二の四第一項第一号イ」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第十条第九項

」を「附則第十条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第十条第十項」を「附則第十条第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第十条第十一項」を「附則第十条第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「附則第十条第十二項」を「附則第十条第十項」に、「第九項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十項とする。

附則第七条第二項中「附則第十一条第二項第一号」を「附則第十一条第二項」に改め、同条第四項中「第八条第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域」を「第八条第二項第一号に規定する農用地区域」に改め、同条中第三十四項を第三十五項とし、第二十四項から第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、第二十三項の次に次の一項を加える。

道府県知事は、法附則第十一条第二十二項に規定する交換によつて失つた土地でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないもの（以下この項において「未登録不動産」という。）については、当該未登録不動産が失われた日現在における価格を決定するものとする。

附則第九条の三第一項中「事業の譲渡」の下に「又は資産の譲渡」を加える。

附則第十条第四項中「第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで、第二十六項第二号及び第

二十九項、第七十条の七第一項及び第二項」を「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の八第一項及び第二項」に改め、同項の表を次のように改める。

第七十条の四第九項	前項		
第七十条の四第十二項	財務省令	納税地の所轄税務署長	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条、第七十条の八第一項及び第二項、第九十条第四項並びに第九十六条において「法」という。）附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項
第八項	総務省令	道府県知事	法附則第十二条第一項の規定によ

第七十条の四第十八項			第七十条の四第十三項					
納税地の所轄税務署長	財務省令	前項	当該所轄税務署長	第一項ただし書及び第四項	納税地の所轄税務署長	納税地の所轄税務署長	財務省令	
道府県知事	総務省令	りその例によることとされる前項	道府県知事	項ただし書及び第四項	道府県知事	道府県知事	総務省令	りその例によることとされる第八項
道府県知事	総務省令	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項	道府県知事	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項ただし書及び第四項	道府県知事	道府県知事	総務省令	りその例によることとされる第八項

第七十条の四第十九項	納税地の所轄税務署長	道府県知事
第七十条の四第二十三項	第一項ただし書及び第四項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項ただし書及び第四項
第七十条の四第二十六項	第二十一項	道府県知事
	当該所轄税務署長	道府県知事
	前項第二号	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項第二号
	これらの規定に規定する税務署長	道府県知事
	当該税務署長	道府県知事
第一項の規定	法附則第十二条第一項の規定	

		第七十条の四第二十七項									
		第七十条の四第二十八項									
贈与税	同項、第五項、第二十九項又は第三十項	納税の猶予	、第一項	申告書の提出期限	納税地の所轄税務署長	税務署長	第一項	贈与税	第四項又は第五項	贈与税	第一項
不動産取得税	同項	徴収の猶予	、同項	納期限	道府県知事	道府県知事	法附則第十二条第一項	不動産取得税	同項の規定によりその例によることとされる第四項又は第五項	不動産取得税	不動産取得税
										延滞金	利子税及び延滞税

					第七十条の四第二十九項						
					第七十条の四第三十項						
第四項又は第五項		贈与税	税務署長	国税通則法第五十一条第一項	同項に規定する	第一項	納税の猶予	贈与税	第一項	第四項	国の 第三十一項第三号において読み替えて適用される国税通則法第七十三条
同項の規定によりその例によること		不動産取得税	道府県知事	法第十六条第三項	同項の規定による	法附則第十二条第一項	徴収の猶予	不動産取得税	法附則第十二条第一項		地方団体の 法第十八条の二第四項

第七十条の四第三十一項 (第一号及び第三号を除く。)										
	納税の猶予	同法第四十九条第二項及び第三項	第一項	納税の猶予	国税通則法及び国税徴収法	贈与税に	延滞税	贈与税の	納税猶予分の贈与税額と	納税猶予分の贈与税額を
	徴収の猶予	法第十五条の三第二項及び第三項	法附則第十二条第一項	徴収の猶予	法	不動産取得税に	延滞金	不動産取得税の	同項の規定による徴収の猶予を受けたものと	徴収の猶予を受けた不動産取得税の額を
	ととされる第四項又は第五項									

第七十条の四第三十四項												
								前号に規定する				
								国税通則法の				
								第一項の				
								贈与税に				
								贈与税の申告書の提出期限				
								納税の猶予				
								利子税				
								第一項ただし書				
								第四項				
項	りその例によることとされる第四	法附則第十二条第一項の規定によ	項ただし書	りその例によることとされる第一	法附則第十二条第一項の規定によ	延滞金	徴収の猶予	納期限	不動産取得税に	法附則第十二条第一項の	法の	同項の規定による

		第七十条の八第二項		第七十条の八第一項		第五項	
納税地の所轄税務署長	納税の猶予	第七十条の四第一項ただし書又は第四項	財務省令	農地等	第七十条の四第一項	農地、採草放牧地及び準農地	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第五項
道府県知事	徴収の猶予	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第七十条の四第一項ただし書又は第四項	総務省令	延滞金	法附則第十二条第一項	農地、採草放牧地及び準農地	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第五項

		当該税務署長	道府県知事
第九十三条第四項	利子税		延滞金
第九十六条	利子税等（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。）		延滞金

附則第十条第五項中「第四十条の六第十三項、第二十一項、第二十四項、第二十五項、第三十四項、第三十五項、第四十六項及び第四十七項」を「第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項」に改め、「第十七項」を削り、「及び第二十二項から第二十四項まで」を「第十九項、第二十三項及び第二十六項から第二十八項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同令第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と、同条第十二項中「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「不動産取得税の額」と、同条第二十項中「納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第五十七項中「法第七十条の四第一項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年

法律第二百二十六号) 附則第十二条第一項」と、「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と、「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と読み替えるものとする。

附則第十条第六項中「に係る」の下に「同項に規定する」を加え、同条第七項中「第七十条の四第十六項」を「第七十条の四第十七項」に、「第九項、第十一項及び第十六項第一号において」を「以下」に改め、「この項、第九項、第十一項、第十六項及び第十七項において」を削り、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、「この項から第十項までにおいて」及び「この項及び次項において」を削り、同条第九項中「第七十条の四第十六項」を「第七十条の四第十七項」に改め、同条第十八項を削り、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項第三号中「第四十条の六第十二項」を「第四十条の六第十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

1 道府県知事は、前二項の規定による通知の事務に関し必要があると認める場合には、これらの規定に規定する農林水産大臣又は市町村長若しくは農業委員会に対し、法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける受贈者並びに同項の規定の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地に関する事項その他総務省

令で定める事項を通知することができる。

附則第十条第十四項中「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

1 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する営農困難時貸付農地等（以下この項において「営農困難時貸付農地等」という。）について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十六項の規定により提出する同項の届出書には、営農困難時貸付農地等に係る事項その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

附則第十条の二を次のように改める。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

第十条の二 当分の間、第四十三条の三第二項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

附則第十条の二の次に次の一条を加える。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十条の二の二 法附則第十二条の二の四第一項第二号に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同号に規定する公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>一 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者で総務省令で定めるものの</p> <p>二 警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者</p>	<p>電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備（次号及び第五号において「電気通信設備」という。）で総務省令で定めるものの電源の用途（通常の電力の供給が断たれた場合その他総務省令で定める場合の用途に限る。次号、第三号及び第五号において同じ。）</p> <p>警察の用に供する電気通信設備の電源の用途</p>
<p>三 放送法（昭和二十五年法</p>	<p>放送法第二条第一号に規定する放送の用に供する施設で総務省令で</p>

<p>律第三百三十二号) 第二条第 三号の二に規定する放送事 業者</p>	<p>定めるものの電源の用途</p>
<p>四 自衛隊の使用する機械を 管理する者</p>	<p>自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車(道路運送車両法 第四条の規定により登録を受けている自動車並びに自衛隊法(昭和 二十九年法律第六十五号) 第一百四十四条第一項の規定により道路運 送車両法の規定が適用されない自動車で同条第三項の規定により番 号及び標識を付されたものを除く。)その他これらに類する機械で 総務省令で定めるものの電源又は動力源の用途</p>
<p>五 消防庁及び地方公共団体</p>	<p>消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途</p>

2 法附則第十二条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める者は、専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者とする。

3 法附則第十二条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める機械は、日本貨物鉄道株式会社が駅(

専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものとする。

4 法附則第十二条の二の四第一項第四号に規定する政令で定める者は、委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるもの、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で総務省令で定めるものとする。

5 法附則第十二条の二の四第一項第四号に規定する動力耕うん機その他の政令で定める機械は、農業又は林業の用に供する機械、農地の造成又は改良の業務の用に供する機械及び素材生産業の用に供する機械で、次に掲げるものとする。

一 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械

二 製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機

6 法附則第十二条の二の四第一項第五号に規定する陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事

業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する製造工程における焼成又は乾燥の用途、これら
 の事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上
 欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>陶磁器製造業</p>	<p>陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥の用途</p>
<p>建設用粘土製品製造業</p>	<p>建設用粘土製品（粘土かわら及び陶管に限る。）の製造工程におけ る焼成及び乾燥の用途</p>
<p>セメント製品製造業（生コン クリート製造業を除く。）</p>	<p>セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の 事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのため に使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車 両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源 の用途</p>
<p>生コンクリート製造業</p>	<p>生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場 外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨</p>

	<p>材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
鉄鋼業	<p>ペレット、連続鑄造鋼片、条鋼、鋼板、鋼管、鋼管継手、鋼線、鑄鋼及び鍛鋼の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途</p>
電気供給業	<p>1 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途</p> <p>2 ガスタービン発電装置の動力源の用途</p>
地熱資源開発事業	<p>地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途</p>
<p>鉱物（岩石及び砂利を含む。以下この項において同じ。）の掘採事業</p>	<p>さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>

<p>とび・土工工事業で総務省令で定めるもの</p>	<p>とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>鉦さいバラス製造業</p>	<p>鉦さいバラス製造業を営む者の事業場内において専ら鉦さいの破碎又は鉦さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>港湾運送業</p>	<p>港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>倉庫業</p>	<p>倉庫業法第三条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これ</p>

	<p>に類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業</p>	<p>駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>航空運送サービス業で総務省令で定めるもの</p>	<p>空港法第四条第一項各号に掲げる空港、同法第五条第一項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルト</p>

	<p>ローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>廃棄物処理事業</p>	<p>廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第三号ロに規定する埋立地をいう。）内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>木材加工業で総務省令で定めるもの</p>	<p>木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>木材市場業で総務省令で定めるもの</p>	<p>木材市場業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規</p>

	<p>定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>たい肥製造業で総務省令で定めるもの</p>	<p>たい肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第四條の規定により登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又はたい肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途</p>
<p>自動車教習所業で総務省令で定めるもの</p>	<p>自動車教習所業で総務省令で定めるものを営む者の道路交通法（昭和三十一年法律第百五号）第九十九條第一項の規定により指定を受けた同法第九十八條第一項に規定する自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置又は無線指導装置を備えた機械（道路運送車両法第四條の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>

索道事業

鉄道事業法第三十二条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途

ゴルフ場業

ゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械又は芝生の育成管理用の土若しくは砂を散布する装置を備えた機械の動力源の用途

7 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の二十

一の規定による免税の手續について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設

備」とあるのは、「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が平成二十四年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。

8 第四十三条の十七の規定は、法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の三十一第四項の規定による免除又は還付の手続について準用する。

9 第四十三条の四の規定は、法附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される法第四百四十四条の三第一項第三号に規定する法附則第十二条の二の四第一項に規定する軽油の引取りに係る軽油の譲渡をしようとする者について準用する。

附則第十一条第二項第二号中「及び」を「若しくは」に、「地域のうち」を「地域又は鉄道の貨物駅の周辺の地域のうち、」に改め、同条第二十六項中「搬送設備」を削り、同条第三十三項中「の設備」の下に「（同項に規定する充電するための設備にあつては、三百万円以上の設備）」を加え、同条第四十四項を削り、同条第四十五項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三

項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十四項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第四十一項」を「附

則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、「総務省令で定めるもの」の下に「（既に事業の用に供されている設備を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該事業の用に供しなくなつた設備に代えて当該事業の用に供される設備を除く。）」を加え、同項を同条第五十九項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十三項及び第六十四項を削り、同条第六十五項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十八項を削り、同条第六十九項中「附則第十五条第五十項」を「附則第十五条第四十六項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第七十項中「附則第十五条第五十一項」を「附則第十五条第四十七項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第五十三項」を「附則第十五条第四十九項」に改め、同項を同条第六十七

七項とし、同条第七十二項中「附則第十五条第五十三項」を「附則第十五条第四十九項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第六十一項」を「附則第十五条第五十七項」に改め、同項を同条第六十九項とする。

附則第十一条の二第一項中「日本鉄道建設公団法」の下に「(昭和三十九年法律第三号)」を加え、「旧交納付金法」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号。以下この項において「国鉄関連改正法」という。) 第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に改める。

附則第十二条第二十一項第二号中「について」の下に「、政府の補助で総務省令で定めるもの又は」を加える。

附則第十二条の二第十五項中「第二十三項及び第二十七項」を「第二十一項及び第二十五項」に改め、同条第二十項及び第二十一項を削り、同条第二十二項中「附則第十六条の二第十五項」を「附則第十六条の二第十四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「附則第十六条の二第十五項」を「附則第十六条の二第十四項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同項を同条第二十一項と

し、同条第二十四項中「附則第十六条の二第十六項」を「附則第十六条の二第十五項」に、「第二十二項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「附則第十六条の二第十六項」を「附則第十六条の二第十五項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「附則第十六条の二第十七項」を「附則第十六条の二第十六項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「附則第十六条の二第十七項」を「附則第十六条の二第十六項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「附則第十六条の二第十八項」を「附則第十六条の二第十七項」に、「第二十六項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「附則第十六条の二第十八項」を「附則第十六条の二第十七項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第二十三項及び第二十七項」を「第二十一項及び第二十五項」に、「第二十一項、第二十五項」を「第二十三項」に、「第十八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項を同条第二十九項とする。

附則第十三条第二号中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第七号」に、「第五条第一項第三号」

を「第五条第一項第六号」に改める。

附則第十四条の四の見出し中「小作地」を「農地」に改め、同条中「小作地は、次に掲げる小作地」を「農地は、農地法第二十条第一項に規定する借賃等を支払うこととなっている農地（以下この条において「賃借農地」という。）のうち、次に掲げるもの」に改め、同条各号中「小作地」を「賃借農地」に改める。

附則第十四条の五第八項中「第七百条の二十一第一項」を「第四百四十四条の二十九第一項」に改める。

附則第十四条の六を削る。

附則第十四条の七第二項中「適用しない」を「適用せず、法附則第二十一条の二第一項及び第二十七条の四の二第一項中「附則第十九条の三第三項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十四条の六第一項」と、「同条第一項ただし書」とあるのは「附則第十九条の三第一項ただし書」とする」に改め、同条第三項の表法附則第十九条の四第八項の項中「附則第十四条の七第一項」を「附則第十四条の六第一項」に改め、同条を附則第十四条の六とする。

附則第十五条第一項中「第二十五条及び第二十五条の三から第二十七条の二まで」を「第二十一条、第

年度」を「平成二十一年度」に、「平成十九年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第五項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改める。

附則第十五条の五第七項及び第十六条の二第六項中「第七百条の二十一第一項」を「第四百四十四条の二十九第一項」に改める。

附則第十六条の二の三第六項中「第七百条の二十一第一項」を「第四百四十四条の二十九第一項」に、「第七百条の二十一の二第二項」を「第四百四十四条の三十第二項」に改める。

附則第十六条の二の六及び第十六条の二の七を次のように改める。

第十六条の二の六及び第十六条の二の七 削除

附則第十六条の二の八の見出し及び同条第一項中「附則第三十二条の七第一項」を「附則第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「附則第三十二条の七第二項」を「附則第三十三条第二項」に改め、同条第三項中「附則第三十二条の七第三項」を「附則第三十三条第三項」に改め、同条第四項中「附則第三十二条の七第四項」を「附則第三十三条第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 法附則第三十三条第五項に規定する政令で定める施設は、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成

元年法律第六十五号) 第二条第一項に規定する農産加工品の生産の用に供する施設で総務省令で定めるものとする。

6 法附則第三十三条第六項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定めるものは、次に掲げる要件を満たす文化学術研究施設のうち、事務所以外の施設とする。

一 技術に関する研究開発の用に供される文化学術研究施設で、その整備の事業を行うのに必要な資金の額(土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の子の額を除いた額とする。)が二億円以上のものであること。

二 当該文化学術研究施設を設置することが法附則第三十三条第六項に規定する計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明がされたものであること。

附則第十六条の二の九を次のように改める。

第十六条の二の九 削除

附則第十六条の二の十の見出しを「(法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条の規定の適用がある場合における同条の規定の適用)」に改め、同条第一項中「附則第三十二条の七の」を「

附則第三十三条第一項から第六項までの」に、「同条の」を「同条第一項から第六項までの」に改め、同項の表中「附則第三十二条の七第一項」を「附則第三十三条第一項」に、「附則第三十二条の七第二項から第四項まで」を「附則第三十三条第二項から第五項まで」に改め、同表に次のように加える。

<p>法附則第三十条第六項</p>	<p>当該文化学術研究施設に係る事業所床面積</p>	<p>第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該文化学術研究施設に係る事業所床面積から控除して得た面積</p>
	<p>第七百一条の四十一第三項</p>	<p>同条第三項</p>

附則第十六条の二の十第二項及び第三項を削る。

附則第十七条第一項中「又は第三十五条第一項」を「、第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項」に改め、「同法第三十四条の三第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加え、同条第二項の表法第四十五条の二第一項第一号の項中「第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加え、同条第三項中「又は第三十五条第一項」を「、第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項」に改め、「同法第三十四条の三第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加え、同条第四項の表法第三百十七條の二

第一項第一号の項中「第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加える。

附則第十七条の二第一項中「第十五号まで」を「第十四号まで」に、「同項第十六号若しくは第十七号」を「同項第十五号若しくは第十六号」に改め、「、同項第十三号に規定する認定」を削り、「同項第十五号ハ」を「同項第十四号ハ」に、「同項第十六号ニ」を「同項第十五号ニ」に、「同項第十七号」を「同項第十六号」に改め、同項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二項中「第四号」を「第三号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第四項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第五項中「第四号」を「第三号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改める。

附則第十七条の二の二第一項中「第十五号」を「第十四号」に、「同項第十六号若しくは第十七号」を「同項第十五号若しくは第十六号」に改める。

附則第十八条の二の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第一項を次のように改める。

法附則第三十五条の二の二第一項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 特定管理株式（法附則第三十五条の二の二第一項に規定する特定管理株式をいう。以下この条において同じ。） 当該特定管理株式につき同項に規定する事実が発生した日において第三項に定めるところにより当該特定管理株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生直前において有する当該特定管理株式の数を乗じて計算した金額

二 特定保有株式（法附則第三十五条の二の二第一項に規定する特定保有株式をいう。以下この条において同じ。） 当該特定保有株式となつた特定管理株式であつた株式が特定管理口座（法附則第三十条の二の二第二項に規定する特定管理口座をいう。以下この条において同じ。）から払い出された時において第三項に定めるところにより当該株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額

附則第十八条の二第三項中「譲渡による事業所得の金額」を「譲渡（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）による事業所得の金額」に改め、「（法附則第三十条の二の二第二項に規定する特定管理口座をいう。第六項において同じ。）」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 法附則第三十五条の二の二第五項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 特定管理株式 当該特定管理株式につき法附則第三十五条の二の二第五項に規定する事実が発生した日において次項に定めるところにより当該特定管理株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生直前において有する当該特定管理株式の数を乗じて計算した金額

二 特定保有株式 当該特定保有株式となつた特定管理株式であつた株式が特定管理口座から払い出された時において次項に定めるところにより当該株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額

附則第十八条の七第一項中「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に改め、同項第一号中「雑所得」を「譲渡所得の金額及び雑所得」に改め、同項第二号中「事業所得の金額」の下に「及び譲渡所得の金額」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該先物取引による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額

附則第十八条の七第四項中「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に改め、同項第一号中「雑所得」を「譲渡所得の金額及び雑所得」に改め、同項第二号中「事業所得の金額」の下に「及び譲渡所得の金額」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該先物取引による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額

附則第十八条の七の二第二項中「先物取引（法附則第三十五条の四の二第二項に規定する先物取引をいう。以下この項及び次項において同じ。）の差金等決済（同条第二項に規定する差金等決済をいう。以下この項及び次項において同じ。）を「法附則第三十五条の四の二第二項に規定する先物取引の差金等決済」に、「先物取引の差金等決済」を「同項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済（次項において「先物取引の差金等決済」という。）に、「金額又は」を「金額、譲渡所得の金額又は」に改め、

同条第五項中「附則第三十三條の三第一項、」を「附則第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項、」に改め、「山林所得金額又は」の下に「法附則第三十三條の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、」を加え、同条第十項中「先物取引（法附則第三十五條の四の二第八項に規定する先物取引をいう。以下この項及び次項において同じ。）の差金等決済（同条第八項に規定する差金等決済をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「法附則第三十五條の四の二第八項に規定する先物取引の差金等決済」に、「先物取引の差金等決済」を「同項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済（次項において「先物取引の差金等決済」という。）」に、「金額又は」を「金額、譲渡所得の金額又は」に改め、同条第十三項中「附則第三十三條の三第五項、」を「附則第三十三條の二第五項、第三十三條の三第五項、」に改め、「山林所得金額又は」の下に「法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、」を加える。

附則第二十一條中「事業所得」の下に「、譲渡所得」を加える。

附則第二十二條を削り、附則第二十一條の二を附則第二十二條とする。

附則第二十三條の見出し中「附則第四十條第一項」を「附則第四十條」に改め、同条第一項中「附則第

四十条第一項」を「附則第四十条」に、「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第六十六項」に改め、同条第二項中「附則第四十条第一項」を「附則第四十条」に改める。

附則第二十四条第一項中「第四十八項第三号及び第七十項」を「第四十七項第三号及び第六十六項」に改める。

(地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「第八項から第十二項まで」を「第八項」に、「第九項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同条第四号中「第十三項から第十九項まで」を「第九項から第十五項まで」に、「第十項から第十七項まで」を「第十項から第十六項まで」に改める。

附則第三条第六項中「第十四項又は第十五項」を「第十項又は第十一項」に改め、同条第七項中「附則第三条第十六項第四号」を「附則第三条第十二項第四号」に、「附則第三条第十六項第一号」を「附則第三条第十二項第一号」に改め、同条第九項から第十二項までを削り、同条第十三項中「附則第三条第二十

二項」を「附則第三条第十九項」に、「第十五項及び第十六項」を「第十一項及び第十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第十九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十四項を同条第十項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十六項を同条第十二項とし、同条第十七項中「附則第三条第二十二項」を「附則第三条第十九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項中「附則第三条第二十二項」を「附則第三条第十九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十九項中「附則第三条第二十二項」を「附則第三条第十九項」に改め、同項を同条第十五項とする。

附則第七条第七項中「第十二項又は第十三項」を「第十一項又は第十二項」に改め、同条第八項中「附則第七条第十四項第四号」を「附則第七条第十三項第四号」に、「附則第七条第十四項第一号」を「附則第七条第十三項第一号」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「附則第八条第十九項」を「附則第八条第十七項」に、「第十三項及び第十四項」を「第十二項及び第十三項」に、「同条第十九項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項

中「附則第八条第十九項」を「附則第八条第十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第八条第十九項」を「附則第八条第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第八条第十九項」を「附則第八条第十七項」に、「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十四項」に改め、同項を同条第十六項とする。

（地方道路譲与税法施行令の一部改正）

第三条 地方道路譲与税法施行令（昭和四十四年政令第八十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方揮発油譲与税法施行令

本則中「地方道路譲与税法」を「地方揮発油譲与税法」に、「地方道路譲与税の」を「地方揮発油譲与税の」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正）

第四条 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第七号）の一部を次のように改正する。
附則第七項中「附則第十七項」を「附則第十六項」に改める。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正)

第五条 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(平成二十年政令第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第四号中「第七十三条の二十五第一項」の下に「、第四百四十四条の二十九第一項」を加え、「、第六百二十九条第五項若しくは第七百条の二十一第一項」を「若しくは第六百二十九条第五項」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(法人の事業税に係る還付すべき金額がない場合の地方法人特別税の中間申告納付額に係る還付等)

第五条 都道府県は、法第十一条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の二十八若しくは第七十二条の三十三の規定による申告書に記載された地方法人特別税の額又は法第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定に係る地方法人特別税の額が、当該地方法人特別税の額に係る法第十一条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の二十六の規定による申告

書に記載された又は記載されるべきであった地方法人特別税の額（以下この項において「地方法人特別税中間申告納付額」という。）に満たない場合、又はない場合には、当該地方法人特別税中間申告納付額と併せて同法第七十二条の二十六の規定により納付された法人の事業税を還付しないときであっても、同法第七十二条の二十八第四項の規定の例により、当該満たない金額に相当する地方法人特別税中間申告納付額又は当該地方法人特別税中間申告納付額の全額を還付するものとする。

2 法第十四条及び第十六条の規定は、前項の規定による地方法人特別税に係る還付金（これに加算すべき還付加算金を含む。）について準用する。

3 法第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税について、法第十条の規定により併せて行われる更正等（地方税法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二（法第十条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による更正又は決定をいう。次項において同じ。）又は法第十一条の規定により併せて行われる申告書の提出（地方税法第七十二条の二十八又は第七十二条の三十三（法第十一条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による申告書の提出をいう。次項にお

いて同じ。)により、いずれか一方の税に納付すべき税額が生じ、かつ、他方の税に還付すべき金額が生じた場合において、当該還付すべき金額が当該納付すべき税額に満たないときは、当該納付すべき税額に係る延滞金及び加算金の額は、当該満たない金額に相当する金額を基礎として計算した額とする。

この場合において、当該還付すべき金額には、還付加算金を付さないものとする。

4 法第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税について、法第十条の規定により併せて行われる更正等又は法第十一条の規定により併せて行われる申告書の提出により、いずれか一方の税に還付すべき金額が生じ、かつ、他方の税に納付すべき税額が生じた場合において、当該納付すべき税額が当該還付すべき金額に満たないときは、当該還付すべき金額に付する還付加算金の額は、当該満たない金額に相当する金額を基礎として計算した額とする。この場合において、当該納付すべき税額に係る延滞金及び加算金は、徴収しないものとする。

附則第二条の見出し中「中間申告納付額」の下に「に係る特例」を加え、同条中「この条」を「この項」に改め、「地方法人特別税の額」の下に「(次項において「中間申告納付額」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、前項に規定する場合において、当該中間申告納付額に係る法第十一条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の二十八若しくは第七十二条の三十三の規定による申告書に記載された地方法人特別税の額又は当該中間申告納付額に係る法第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定に係る地方法人特別税の額が、当該中間申告納付額に満たないとき、又はなくときであつて、当該中間申告納付額と併せて同法第七十二条の二十六の規定により納付された法人の事業税の全部又は一部に相当する金額を還付するときは、当該満たない金額に相当する中間申告納付額又は当該中間申告納付額の全額を還付するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行令附則第十八条の二並びに第十八条の七の二第五項及び第十三項の改正規定

平成二十二年一月一日

二 第一条中地方税法施行令第七条の十九第一項及び第四十八条の九の二第一項の改正規定並びに同令附則第十七条、第十七条の二及び第十七条の二の二第一項の改正規定並びに次条第一項及び附則第六条第一項の規定 平成二十二年四月一日

三 第一条中地方税法施行令附則第十八条の七、第十八条の七の二第二項及び第十項並びに第二十一条の改正規定 平成二十三年一月一日

四 第一条中地方税法施行令第三十七条の十一及び第五十四条の十七第一項第一号の改正規定並びに同令附則第七条の改正規定（同条第二項及び第四項の改正規定を除く。）並びに同令附則第十条、第十三条第二号及び第十四条の四の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の十九第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十二年度までの個人の道府

県民税に係る同項に規定する外国の所得税等の額の計算については、なお従前の例による。

- 2 第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第九条の七第三項第一号の規定は、同項に規定する内国法人（次項において「内国法人」という。）に、平成二十一年四月一日（以下「施行日」という。）前に開始した事業年度において所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第十二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）第六十九条第八項に規定する外国子会社から受けた同項に規定する配当等の額（同条第九項及び第十二項の規定により当該外国子会社から受けた同条第八項に規定する配当等の額とみなされるものを含む。）がある場合については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「法人税法第六十九条第八項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第十二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第六十九条第八項」とする。

- 3 旧令第九条の七第三項第二号の規定は、内国法人に、施行日前に開始した連結事業年度において所得税

法等改正法附則第十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧法人税法第八十一条の第十五第八項に規定する外国子会社から受けた同項に規定する配当等の額（同条第九項及び第十二項の規定により当該外国子会社から受けた同条第八項に規定する配当等の額とみなされるものを含む。）がある場合については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「法人税法第八十一条の第十五第八項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の第十五第八項」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新令の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「改正法」という。）附則第五

条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について旧令第五十五条の七第二項（旧令第五十五条の八第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により平成二十一年以後の各年の八月に交付すべき額を計算する場合において、旧令第五十五条の七第二項の表八月の項に規定する差額を同項に規定する四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収入額から減額した額が零を下回るときは、当該下回る額は、新令第四十二条の九第二項（新令第四十二条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該各年の八月に交付すべき額から控除するものとする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第五条 この政令の施行の際現にされている旧令第五十六条の七第一項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請は、改正法第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第四百四十四条の六に規定する軽油の引取りに係る免税軽油使用者証の交付の申請にあつては新令第四十三条の十五第一項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請と、新法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる軽油の引取りに係る免税軽油使用者証の交付の申請にあつては新令附則第十条の二の二第七項において読み替えて準用する新令第四十三条の十五第一項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請とみなす。

(市町村民税に関する経過措置)

第六条 新令第四十八条の九の二第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十二年度までの個人の市町村民税に係る同項に規定する外国の所得税等の額の計算については、なお従前の例による。

2 旧令第四十八条の十三第三項第一号の規定は、同項に規定する内国法人（次項において「内国法人」という。）に、施行日前に開始した事業年度において所得税法等改正法附則第十二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧法人税法第六十九条第八項に規定する外国子会社から受けた同項に規定する配当等の額（同条第九項及び第十二項の規定により当該外国子会社から受けた同条第八項に規定する配当等の額とみなされるものを含む。）がある場合については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「法人税法第六十九条第八項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第十二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第六十九条第八項」とする。

3 旧令第四十八条の十三第三項第二号の規定は、内国法人に、施行日前に開始した連結事業年度において

所得税法等改正法附則第十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧法人税法第八十一条の第十五第八項に規定する外国子会社から受けた同項に規定する配当等の額（同条第九項及び第十二項の規定により当該外国子会社から受けた同条第八項に規定する配当等の額とみなされるものを含む。）がある場合については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「法人税法第八十一条の第十五第八項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の第十五第八項」とする。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成二十一年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二十年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十一条第二項第二号の規定は、施行日以後に新設され、又は増設された同号に規定する倉庫に対して課すべき平成二十二年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に

新設され、又は増設された旧令附則第十一条第二項第二号に規定する倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十一条第二十六項の規定は、施行日以後に新設された同項に規定する設備に対して課すべき平成二十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧令附則第十一条第二十六項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十一条第三十三項の規定は、施行日以後に新たに取得された同項に規定する設備に対して課すべき平成二十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得された旧令附則第十一条第三十三項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十一条第五十九項の規定は、施行日以後に設置された同項に規定する設備に対して課すべき平成二十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に設置された旧令附則第十一条第六十項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新令附則第十二条第二十一項第二号の規定は、施行日以後に新築された同号に規定する貸家住宅に対して課すべき平成二十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された旧令附則第

十二条第二十一項第二号に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第八条 新令第五十六条の八十八の二第三項の規定は、平成二十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(地方道路譲与税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第三条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法施行令の規定は、平成二十一年度分の地方揮発油譲与税から適用する。

2 第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法施行令の規定は、改正法附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）の規定により譲与するものとされる地方道路譲与税について、なおその効力を有する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第十条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十二第一項中「第六百九十九条の三十二第一項」を「第四百四十三条第一項」に、「地方道

路譲与税法」を「地方揮発油譲与税法」に、「地方道路譲与税、」を「地方揮発油譲与税、」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定による改正後の地方自治法施行令(次項において「新地方自治法施行令」という。)

第二百十条の十二第一項の規定は、平成二十一年度分の同項に規定する基準財政収入額の算定から適用し、平成二十年度以前の年度における同項に規定する基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 平成二十一年度における新地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、同項中「(以下この項において「自動車取得税交付金」という。)」とあるのは「(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。))第一条の規定による改正前の地方税法第六百九十九条の三十二第一項の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金を含む。以下この項において「自動車取得税交付金」という。)」と、「及び航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)」とあるのは「、航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)及び地方税法等改正法附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる地方税法

等改正法第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）」と、「及び航空機燃料譲与税の額」とあるのは、「航空機燃料譲与税及び地方道路譲与税の額」とする。

（地方財政法施行令の一部改正）

第十二条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

附則第十五条の二中「附則第五条第二項の規定により読み替えられた特例交付金法第九条第一項」を「第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下この条において「暫定措置法」という。）第三十九条」に、「以下この号」を「特例交付金法附則第五条第二項及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下この条において「平成二十一年地方税法等改正法」という。）附則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この号」に、「算定した地方道路譲与税」を「算定した地方揮発油譲与税」に、「）、地方道路譲与税」を「）、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」に、「当該地方道路譲与税」を「当該地方揮発油譲与税」に、「

児童手当特例交付金、地方道路譲与税」を「児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」に、「により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条）」を「及び暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（平成二十一年地方税法等改正法附則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この条）」に、「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改め、「特別とん譲与税」と、「の下に「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、」を、「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）」の下に「第二百十條の十二第一項」を、「読み替えられた同令」の下に「第二百十條の十二第一項（地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百号）附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）」を、「自動車重量譲与税」の下に「と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」を加える。

附則第十六条中「第九条第一項」の下に「及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条」を加え、「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

（地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 前条の規定による改正後の地方財政法施行令第十三条の規定は、平成二十一年度以後の年度における同条の規定による額の算定について適用し、平成二十年度以前の年度における同条の規定による額の算定については、なお従前の例による。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第十四条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「自動車取得税、軽油引取税、地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に、「児童手当特例交付金に係る額の合算額とし、市町村」を「児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に係る額の合算額とし、市町村」に改め、「自動車取得税交付金」を削り、「特別とん譲与税、地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税、特別とん譲与税」に、「児童手当特例交付金に係る額の合算額とし、都」を「児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とし、都」に改める。

（災害対策基本法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 前条の規定による改正後の災害対策基本法施行令（次項において「新災害対策基本法施行令」と

いう。)第四十三条第二項の規定は、平成二十一年度以後の年度における同条第一項に規定する標準税収入額の算定について適用し、平成二十年度以前の年度における同項に規定する標準税収入額の算定については、なお従前の例による。

2 平成二十一年度における新災害対策基本法施行令第四十三条第二項の規定の適用については、同項中「石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金」とあるのは「石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「旧地方税法」という。)の規定による自動車取得税及び軽油引取税並びに地方道路譲与税」と、「自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金」とあるのは「自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、旧地方税法の規定による自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金並びに地方道路譲与税」とする。

(総務省組織令の一部改正)

第十六条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号及び第七号並びに第六十三条第八号中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

附則第五条の二中「及び地方法人特別譲与税」を「地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税」に改め、
、「地方法人特別譲与税」の下に「地方道路譲与税」を加える。

附則第十五条の二中「地方法人特別譲与税」の下に「及び地方道路譲与税」を加える。

理 由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、自動車取得税、軽油引取税等の一般財源化等に対応した所要の規定の整備を行う必要があるからである。